

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度を設けています。紹介した人材が自己の都合で退職した場合の返戻金制度の設定は以下のとおりです。
 - ・ 1か月未満で退職した場合は紹介手数料の80%を払い戻し
 - ・ 3か月未満で退職した場合は紹介手数料の50%を払い戻し
 - ・ 6か月未満で退職した場合は紹介手数料の10%を払い戻し
 - ・ 6か月以上で退職した場合は紹介手数料の払い戻しなし